

9	R6.5.12	R6.5.17	東京消防庁保有の全車両に係る呼出名称として使用される識別信号一覧	37	●																(7条6号) この情報を開示することにより、消防業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当する。	総務部 情報通信課
10	R6.4.26	R6.5.13	田園調布消防団第6分団本部敷地地質調査 小岩消防団第5分団格納庫敷地地質調査 荒川消防団第2分団本部敷地地質調査 (その2) 日本橋消防団第1分団本部敷地地質調査 新宿消防団第1分団本部ほか1か所敷地地質調査 矢口消防団第2分団本部敷地地質調査	144	●																	防災部 消防団課
11	R6.3.12	R6.5.9	火災調査書類 (令和6年3月5日5玉用第538号) のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 質問調査書【質問年月日・時間：令和6年1月31日9時35分から9時40分まで】 5 質問調査書【質問年月日・時間：令和6年1月31日9時40分から9時45分まで】 6 質問調査書【質問年月日・時間：令和6年1月31日9時45分から9時55分まで】	30	●			●	●	●	●										(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課
12	R6.3.13	R6.5.9	火災調査書類 (令和5年12月28日5臨予第196号) のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 鑑識見分調査書 (第1回) 5 鑑識見分調査書 (第2回) 6 鑑識見分調査書 (第3回) 7 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年7月24日9時00分から9時30分まで】 8 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年7月24日9時30分から10時00分まで】 9 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年8月25日13時00分から13時30分まで】 10 建物以外の損害調査書 11 死傷者調査書	69	●			●		●											(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課

13	R6. 3. 13	R6. 5. 9	<p>火災調査書類（令和5年12月28日5臨予第196号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 鑑識見分調査書（第1回） 5 鑑識見分調査書（第2回） 6 鑑識見分調査書（第3回） 7 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年7月24日9時00分から9時30分まで】 8 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年7月24日9時30分から10時00分まで】 9 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年8月25日13時00分から13時30分まで】 10 建物以外の損害調査書 11 死傷者調査書 	69	●	●	●														<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>(7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部調査課	
14	R6. 4. 2	R6. 5. 25	<p>火災調査書類（令和6年3月29日5芝予第3526号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書（1） 4 火災出場時における見分調査書（2） 5 現場見分調査書（1）（第1回） 6 現場見分調査書（2）（第1回） 7 現場見分調査書（1）（第2回） 8 現場見分調査書（2）（第2回） 9 現場見分調査書（3）（第2回） 10 現場見分調査書（4）（第2回） 11 現場見分調査書（5）（第2回） 12 現場見分調査書（6）（第2回） 13 現場見分調査書（7）（第2回） 14 現場見分調査書（8）（第2回） 15 現場見分調査書（第3回） 16 現場見分調査書（第4回） 17 現場見分調査書（第5回） 18 質問調査書【質問年月日・日時：令和5年7月4日9時35分から9時50分まで】 19 質問調査書【質問年月日・日時：令和5年7月4日10時05分から10時15分まで】 20 質問調査書【質問年月日・日時：令和5年7月4日10時15分から10時25分まで】 	316	●	●	●	●														<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>(7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。</p> <p>(7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部調査課
15	R6. 4. 1	R6. 5. 30	<p>火災調査書類（令和6年3月29日5芝予第3129号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 現場見分調査書 5 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年12月22日10時30分から10時53分まで】 6 質問調査書【質問年月日・時間：令和5年12月22日11時03分から11時09分まで】 	115	●	●	●															<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>(7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部調査課

